

種牛の部会場における防疫体制

平成29年3月10日
第11回全国和牛能力共進会宮城県実行委員会

1 一次消毒エリア、二次消毒エリア及び三次消毒エリアを設け、各エリアへの出入口は限定するとともに消毒設備を設置することで、出品牛等の衛生対策に努める。

(1) 一次消毒エリア

催事関係エリア並びに雌牛及び雄牛の搬入場所を一次消毒エリアとする。

一次消毒エリアの出入口は可能な限り限定する。

出品牛搬入車両に対しては車両消毒ゲート（雌牛舎側）、動力噴霧器及び消毒マットを設置する。

入場者に対しては消毒マットを設置する。

(2) 二次消毒エリア

審査会場を二次消毒エリアとする。

二次消毒エリアへの一般の出入口は限定する（2か所）。

出入口に消毒ゲートを設け、手指の消毒設備、靴底消毒マット及び全身消毒用ミスト装置を設置する。

二次消毒エリア内では関係者以外の者の出品牛への接触を禁止する。

(3) 三次消毒エリア

出品牛舎及びその周辺を三次消毒エリアとし、関係者以外の立入を制限する。

三次消毒エリアの出入口は限定する（牛舎エリア出入口1か所、牛搬入口2か所）。

出入口に消毒ゲートを設け、手指の消毒設備、靴底消毒マット及び全身消毒用ミスト装置を設置する。

牛舎の出入口に、手指の消毒設備、靴底消毒マット及び踏込消毒槽を設置する。

三次消毒エリア内に立入る関係者には関係者証を配布し、関係者は立入に際して関係者証を装着することとする。また、係員から関係者証の提示を求められた場合は、これに応じることとする。

関係者証の発行は、各道府県単位で事前に交付希望を取りまとめ共進会事務局が調整し交付することを原則とする。

「関係者」の範囲については、以下のとおりとする。

①出品者

②出品連絡員

③出品補助者

④その他主催者が関係者と認めた者

⑤その他各道府県が関係者と認めた者

関係者は、飼養管理に使用する器具等を三次消毒エリアに持ち込む場合、その器具等を事前に洗浄・消毒することとする。また、その器具等は、会場での荷降ろし時に再度消毒を受け、搬入することとする。

2 原則として、大会期間中において、出品牛は三次及び二次消毒エリア以外へ退出できないものとする。